⑹～⑮　第１号５⑹～⑮に同じ
⑯　一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者の参加　上記２⑴に掲げる一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　電話048―601―3151㈹）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
⑰～⑱　第１号５⑰～⑱に同じ
6　Summary
⑴～⑵　The same with notice above (No. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Electrical facility construction work of the National Institute of Health Sciences ⑭.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 2 September 2014.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 18 November 2014 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 18 November 2014).
⑹　The same with notice above (No. 1)

○第３号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　国立医薬品食品衛生研究所他⑭機械設備工事（電子入札対象案件）
⑶　第２号１⑶に同じ
⑷　工事内容
敷地面積　27,000㎡
【新築】
［管理・研究棟］
構　　造　鉄筋コンクリート造　地上４階建
建築面積　約8,400㎡
延べ面積　約30,500㎡
用　　途　研究施設
他５棟
工事種目　空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、排水処理設備、実験機器設備、特殊ガス設備
⑸　第２号１⑸に同じ
⑹～⑾　第１号⑺～⑿に同じ
⑿　第２号１⑿に同じ
⒀　第１号１⒃に同じ
⒁　第１号⒆に同じ
2　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年７月31日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から国立医薬品食品衛生研究所他⑭機械設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。
①　第１号２⑴に同じ
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。
④　第２号２⑴④に同じ
⑤　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす暖冷房衛生設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））ただし建築一式工事における施工実績は含まない。
㋐
１．建物用途　下記のａ）、ｂ）、ｃ）、又はｄ）のいずれかに該当する施設
ａ）同種施設　研究施設
ｂ）類似施設　実験室、研究室（人文科学系のものは除く。）及びこれらに類する室の合計面積（これらに付属する共用部分を含む。）が、申請する建物の延べ面積の１／２を超える建物若しくは病院（20人以上の患者を入院させるための施設を有し、手術室を有するものに限る。）
ｃ）複合用途施設１　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、「２．延べ面積」以上ある建物
複合用途施設とは、用途が２以上ある建物とする。
ｄ）複合用途施設２　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、申請する建物の延べ面積の１／２を超える建物
複合用途施設とは、用途が２以上ある建物とする。
２．延べ面積　10,000㎡以上
３．階　　数　３階以上
４．工事種目　下記ａ）及びｂ）両方の施工実績を有すること。ただし同一工事での施工実績でなくてもよい。
ａ）空気調和設備
ｂ）給水設備
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。
特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。
㋑
１．建物用途　㋐１．に同じ
２．延べ面積　3,000㎡以上
３．工事種目　空気調和設備
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑥　第１号２⑸に同じ
⑦～⑧　第１号２⑺～⑻に同じ
⑨　第１号２⑽に同じ
⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。
また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。